

令和5年9月〇日

草津市長 橋川 渉様

草津市障害児（者）自立支援協議会

「第3次草津市障害者計画」および「第7期草津市障害福祉計画」・「第3期草津市障害児福祉計画」策定についての提言書（案）

記

1. 相談支援関係部会からの提言

(1) 相談支援の体制の充実と相談の質の向上

令和4年度に草津市自立支援協議会で「草津市相談体制検討プロジェクト」により、相談体制の課題と今後の体制についてまとめを行い、草津市に提出させていただいたところです。現在、草津市内には、15か所の指定特定相談事業所がありますが、年々計画相談の利用希望が増加している中、相談支援専門員は不足しており、相談支援体制の充実が必要な状況です。

- 多くの相談支援事業所は国の報酬単価のみでは、事業所として安定した運営をすることが難しい状況です。しかし、草津市独自の補助金制度により経営的には事業として成り立つようになってきています。今後も制度の継続をしていただき、事業継続の援助と新規事業所の開設につなげることが必要です。
- 毎年相談支援専門員初任者研修は実施されていますが、地域に相談支援専門員が増員されている実感はありません。相談員の育成は時間がかかる上、定着が難しい現状があります。相談支援事業所の多くが1～2名の配置の中で、受任件数の量と計画の質のバランスの難しさがあります。相談支援専門員の人材及び研修機会の確保のための支援が必要です。
- 草津市発達支援センターは、児童相談の中心機関として、適切な人材の配置と専門的な事業所支援機能の強化が求められています。また、発達障害等の子どもたちの教育ニーズを把握するための発達検査は、市発達支援センターで多く実施されています。しかし、きめ細やかに対応するには多くの相談時間が必要であり、頻度や必要性について教育機関と共に検討していく必要があります。

(2) 精神障害者支援の充実

精神障害の人が地域で安心してサービス利用できる支援体制として、精神障害の人を対象とする通所事業所及び相談支援事業所の整備を計画的に進める必要があります。

- 生活介護サービスの必要性が高まっているなかで、サービス量確保のための施設整備及び、施設整備費補助の増額が必要です。
- 草津市障害者福祉センターの一般（委託）相談の利用者の半数以上は精神障害の人になっており、サービス利用や計画相談への移行が必要な人も多い現状があります。しかし障害と病気の特性上、安定したサービス利用に繋がらない、あるいは中断しやすいという傾向もあります。これに対応するために、草津市内に精神障害に特化した相談支援事業所が必要です。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築としての草津市の具体的目標を示す必要があります。
- 精神障害者が状態悪化した際に、病院まで受診させる移送の仕組みがなく、緊急悪化による要受診の法的対応が可能な措置入院以外は、家族任せになっています。家族に支援力がなければ放置状態になり、症状がどんどん悪化していくことが懸念され、医療に対する情報提供や緊急時の受診手段等、適切なつながりの支援が重要です。

(3) 介護保険移行の課題

- 高齢障害者の障害者福祉サービスから介護保険への移行については、制度の違いにより、障害サービスと同等の支給量や支援内容を介護保険サービスにつなげられない現実があります。特に家庭での暮らしを維持するための居宅介護サービスは制度間の差が生じやすく、利用者の不安につながります。相談支援専門員が、高齢期の節目を意識して段階的に将来の暮らしに対する希望をすり合わせ丁寧な説明が必要です。その後、地域包括支援センター、介護支援専門員等の高齢分野の支援機関や行政との連携を密にして本人に必要な支援の継続を重視して、安心感や生活の質、利便性などが低下することのないように配慮することが重要です。

(4) グループホームの整備と運営について

- 障害支援区分が低い人はグループホームの利用を受けにくい傾向があります。軽度の人への一人暮らしへのステップとして、アパート型・サテライト型のグループホームの整備が必要です。また行動障害や重症心身障害等、重度の人のグループホームも整備が必要です。

(5) 災害対策の備えと要支援者の個別避難計画の策定

- 障害者の災害対策については、災害時に身近な地域で要支援者の確実な救援体制が整うよう、個別避難計画の策定や具体的な備えを整備することが必要です。
- 実際の避難行動では、コミュニケーションの方法や環境面で特別の配慮が必要な障害

者もおられ、平時から災害対策担当部署との連携を図り、障害特性の理解に努めることが必要です。

2. 相談支援部会と課題別懇談会参加者からの共通提言

(1) 草津市に合致した地域生活支援拠点の早急な整備

障害者の重度化、親の高齢化、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等事業は、特に介護者の急病など緊急時の支援体制を不安視する声があります。昨年度実施した草津市障害児（者）自立支援協議会研修時のアンケートでも、相談支援事業所や居宅支援事業所、通所事業所は緊急の対応をした経験があり、システム化された対応を望んでいることがわかりました。

○湖南福祉圏域においては面的整備として広域で検討されていますが、草津市における事業の流れや体制を明らかにし、整備を加速しなければなりません。地域生活支援拠点等事業のメニューや具体的な支援内容と実施体制を裏付ける予算的措置などの方針が示されることが必要です。

○重症心身障害児者等の緊急対応や障害のある人の一人暮らしの体験の機会として、身近な地域での受けとめが必要です。市内のショートステイ、グループホームを運営する事業所の協力が不可欠で法人の理解と予算措置が必要です。

○相談支援体制の充実

地域生活支援拠点等事業を効果的に運用するには、基幹相談・委託相談と指定特定相談との連携と役割分担を整理する等、相談支援体制の充実が必要です。

(2) 障害者の居場所の確保・外出支援の充実

○学齢期、放課後等デイサービスを利用し、高等部卒業後に日中一時支援事業の利用を希望しても利用できる事業所は少なく、利用者の立場になっていないと思われます。放課後等デイサービスと日中一時支援の報酬単価の平準化など、事業所が運営しやすい事業設定が必要です。

○障害者の外出や余暇活動に必要な公共交通機関のまめバスは、車イス等のスペース確保が困難で利用しづらいため、車いす利用者が自由に利用できるよう検討が必要です。

○障害者の社会参加や余暇活動等を促進するための移動支援は必須事業となっています。しかし、乗車中の支援が介護報酬の算定外である等の課題があり、地域に定着しにくい現状があるため工夫が必要です。

○居宅支援事業や相談支援のための訪問活動は支援に欠かせないアプローチ手段ですが、市内は訪問のための車を駐車する場がなく、訪問先で安心して駐車できる場所の確保

について検討が必要です。

3. 令和4年度課題別懇談会参加者からの提言

(1) 重度心身障害者の入浴機会の充実

○重症心身障害児者の入浴の支援を必要とする対象者の把握

入浴は心身の清潔保持や心身のリフレッシュに重要な役割を持っていますが、重症心身障害者の在宅での入浴は家族にとって大きな介護負担となるため、多くは生活介護施設等での入浴サービスを希望しています。

2026年には、草津市の生活介護の新規利用希望者が多数見込まれ、現在重症心身障害児者に入浴を提供している施設であるびわこ学園が運営する重症心身障害者通所通所施設かなえや草津市立障害者福祉センターの障害者デイサービスの対応が一層厳しい状況を迎えると予想されます。このことから、重症心身障害児者の対象者数と入浴ニーズの把握のため障害者自立支援協議会においてアンケート調査等が必要です。

○入浴支援のサービスの選択肢の拡大

現在、自宅浴槽における入浴が困難な人は①訪問入浴、②草津市立障害者福祉センターデイサービスの利用（入浴）、③生活介護等での入浴が実施されていますが、利用回数の制限や希望者の待機が生じています。さらに医療的ケアが必要な方に関しては介助するための広さや設備的に自宅での入浴に限界があり、自宅外での入浴を希望されるケースが多い現状です。

このような現状を考慮し、本人の希望する入浴回数を保証するため、生活介護事業所等での入浴設備及び、看護師等の支援体制の確保、施設入浴サービスの創設等により、サービスの選択肢を増やし、障害状況や住環境に応じたサービスが受けられることの体制づくりが必要です。

(2) 強度行動障害の人の生活介護等の日中活動の確保と補助金の拡充

言葉でのコミュニケーションが困難な強度行動障害の人への支援は、その行動を構造化し個々の背景を理解した支援の組み立てが必要です。また、不適切な支援が続くとパニック等の行動になり、結果として支援者からの虐待につながる恐れがあります。

安全、安心にその人らしく過ごせるための適切な支援を行う人材の育成には時間と予算がかかるため、対策が必要です。

○生活介護事業利用者への支援量の確保と利用者のマッチングの課題への対応

圏域のサービス調整会議の調査によると、市内の生活介護事業所の空き状況は2～3年

後は受け入れ可能な状況であるとされていますが、障害の特性によりマッチングがうまくいかず、進路先が確保できない課題もあり、障害特性に応じた支援ができる事業所の確保が必要です。

- 強度行動障害の人の支援は、一定のスキルと経験が必要であり、草津市重度障害者個別支援体制強化事業は有効な手立てとなっています。しかし、利用対象者の補助期間が3年間となっており、手厚い人材配置で支援を継続し、スキルをあげるためには補助を継続し、安定した職員確保をもって対応できる事業所の確保を目指す必要があります。

(3) 発達障害者の就労支援と理解の促進

○企業への理解の促進

発達障害そのものは近年、社会的認知度も高まり、以前よりは企業側の理解もすすんできていますが、一方で特性や配慮事項については個別性が高く、企業での定着を推進するため、より一層の企業の理解を促す取り組みが必要です。

○家族支援

当事者に生活の困り感はなくても、周囲（特に家族）が困っているケースも散見されます。特にギャンブル依存、金銭管理等本人支援に限らず、家族が気軽に相談できる窓口等、相談機能の充実が必要です。

○支援者支援の体制の充実

発達障害の特性に対する支援の困難さが、支援者の就労定着に影響しており、支援者の研修やメンタルサポートが必要です。また所属事業所内だけでなく、外部に相談先があると心強いと思われます。現在湖南圏域には認証発達障害者ケアマネジメント事業の受託機関がないため、事業受託を促進し圏域相談支援体制の充実が必要です。

○福祉サービスから雇用に向けた取組の拡充

現在、市内に就労移行支援事業所が8か所（9月にはさらに1か所増える予定）、就労継続支援A型事業所が3か所あります。今後は福祉サービスから企業就労に向けた、実効性のある移行支援計画が必要です。サービス管理責任者、相談支援専門員、雇用支援ワーカーの連携により一人でも多くの一般企業への移行促進が必要です。さらに移行後のアフターフォロー、特に生活支援にも視点を当てた支援が必要と考えられます。

○就労支援と生活支援の必要性

就労を維持継続するためには生活支援が必要です。働き・くらし応援センターと相談支援専門員が必要に応じて連携して支援をする必要があります。また、生活支援中の課題の一つに、適切な医療支援と健康管理があり、主治医とのやり取りや、診断

の理解及び、投薬管理等必要に応じて通院等が支援できる体制を作ることが必要です。

(4) 療育・教育・福祉が連携する部会等の取り組み

○療育（乳幼児）・放課後等デイサービス、学校（教育）という横のつながりの強化をするための部会等の組織化を望む声があります。児童を主とする事業所でも強度行動障害や重心部会等に参加する機会を設けることや、医療的ケア児を支える訪問看護、訪問療育など横のつながりの場づくりや事例検討や制度について学ぶ機会が必要です。

(5) 障害者の優先調達率の向上に対する取り組み

○現在の計画には、「福祉就労における工賃の維持・向上を図っていく必要があります」との文言があり、優先調達によって推進していく（就労促進事業）旨の記述があります。厚生労働省が公開している令和3年度の草津市の優先調達の実績を見ると約270万円で過去5年の平均から見ても下がっています。また、県内の他市町の比較においても人口や予算規模からみて高いとは言えない水準です。

優先調達だけが工賃向上の手段ではないと思われませんが、優先調達は行政と障害者の協働という側面もあり、次期計画においてはより優先調達率向上に向けて具体的な取り組みが必要です。

